

アイメディカル ヘルパーステーション(指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス)運営規程

(事業目的)

第1条 株式会社アイメディカルが開設する、アイメディカルヘルパーステーション(以下「事業所」)が行う指定訪問介護サービス事業及び指定生活援助特化型訪問サービス事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員」という)並びに広島市長(以下「市長」という。)が別に定める研修の修了者(以下「生活援助員等」という。)が、要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス(以下「指定訪問介護サービス等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定生活援助特化型訪問サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、各関係機関との連携をとり、福祉・保健・医療のそれぞれの分野から総合的なサービスの提供ができるように努める。

4 前3項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 アイメディカル ヘルパーステーション

(2) 所在地 広島県広島市西区草津東一丁目5番10号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤)

管理者は、事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士 9名 (常勤兼務8名・非常勤兼務1名)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問事業責任者 9名(常勤兼務8名・非常勤兼務1名)

訪問事業責任者は、事業所に対する生活援助特化型訪問サービスの利用の申し込みに係る調整、生活援助員等に対する技術指導、生活援助特化型訪問サービス計画の作成等を行う。

(4) 訪問介護員 14名 (常勤兼務10名 非常勤兼務4名)

訪問介護員は、指定訪問介護サービスの提供を行う。

(5) 生活援助員等 14名(常勤兼務10名 非常勤兼務4名)

生活援助員等は、指定生活援助特化型訪問サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。※但し、国民の祝日、12月29日～1月3日、8月13日～8月16日を除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(3) 電話等による連絡は、営業日の午前8時00分から午後8時00分とする。

但し、利用者が上記以外のサービスを希望する場合は、この限りでない。

(指定訪問介護サービス等の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護サービスは、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を総合的に提供する。

2 指定生活援助特化型訪問サービスは、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を提供する。

3 指定訪問介護サービス等を提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護サービス等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

4 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定訪問介護サービス等に要した交通費は、その実費を徴収する。

ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、指定訪問介護サービス等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定訪問介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定訪問介護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、広島市西区、広島市中区、広島市佐伯区、広島市南区、廿日市市とする。

※ただし似島町・金輪島・湯来町は除く

(虐待防止・身体拘束等の禁止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 利用者の人権の擁護および虐待を防止するための管理者及び従業者に対する研修の実施(年1回以上)

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

(4) 虐待防止に関する責任者の設置

(5) 成年後見制度の利用支援

(6) 苦情解決体制の整備

(7) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

4 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

5 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。

(苦情及び相談に対する体制)

第10条 事業者は、指定訪問介護サービス等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した指定訪問介護サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他の運営についての重要事項)

第11条 指定訪問介護サービス等の開始に際し、管理者もしくは訪問介護員等は、利用申込者もしくはその家族に、サービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文書を交付し、同意をする旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

2 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 月1回以上

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、指定訪問介護サービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号事業支給費の請求の根拠となる記録については5年間)保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社アイメディカルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

7 事業所は、訪問介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改訂 平成18年12月1日 改訂 平成19年1月1日 改訂 平成20年10月7日

改訂 平成21年12月1日 改訂 平成22年6月1日 改訂 平成23年1月1日

改訂 平成23年9月26日 改訂 平成25年4月1日 改訂 平成26年10月1日

改訂 平成27年4月1日 改訂 平成28年4月15日 改訂 平成29年10月15日

改訂 平成30年4月1日 改訂 平成30年5月1日 改訂 令和元年5月1日

改訂 令和2年3月1日 改訂 令和2年5月1日 改訂 令和3年5月1日

改訂 令和4年5月1日 改訂 令和5年3月1日 改訂 令和5年4月1日

改訂 令和5年10月1日